

○大雪消防組合建設工事等入札参加資格者指名停止基準

平成22年4月1日制定

（趣旨）

第1 この基準は、大雪消防組合が行う建設工事及び製造の請負、物件の購入、その他契約（以下「建設工事等」という。）に係る指名業者の選定を厳正かつ適正に行うため、大雪消防組合建設工事等入札参加者資格審査会規程（平成9年大雪消防組合訓令2号）第2条第3号の規定に基づき、指名停止基準を定めるものとする。

（指名停止基準）

第2 建設工事等に係る入札参加者の指名停止基準については、大雪消防組合を構成する美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町又は愛別町の指名停止基準の例による。この場合において、「美瑛町」、「東川町」、「東神楽町」、「当麻町」、「比布町」又は「愛別町」とあるのは「大雪消防組合」と、「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

（基準の廃止）

2 大雪消防組合建設工事請負業者指名停止基準（平成9年）は、廃止する。

（経過措置）

3 廃止前の基準により指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の際、現に指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお、従前の例による。

（～1200）